

土木工事施工管理基準

平成 2 2 年 8 月

愛 媛 県

土木工事施工管理基準

この施工管理基準は、愛媛県土木工事共通仕様書第1編1-1-23(施工管理)に規定する、土木工事の施工管理の基準を定めたものである。

1. 目的

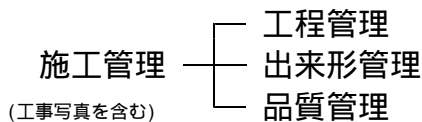
この基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

2. 適用

この基準は、愛媛県が発注する土木工事の施工に適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この基準によりがたい場合は、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。

3. 構成

施工管理の構成は下記によるものとする。



4. 管理の実施

- (1) 請負者は、施工管理計画及び施工管理担当者を定め、施工計画書に記載しなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 請負者は、測定(試験)等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 請負者は、測定(試験)等の結果をその都度逐次管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

5. 管理項目及び方法

(1) 工程管理

請負者は、工程管理を工事内容に応じた方式(ネットワーク(PERT)又はバーチャート方式等)により作成した実施工程表により行うものとする。

この場合において、請負者は、監督員が指示した場合は、更に詳細な工程表(工程管理図、工種別工程表、細部工程表、短期工程表、総合工程表等)を作成しなければならない。

ただし、1件の請負代金額が50万円未満の工事及び年間維持工事(県が管理する施設、設備等の安全性を確保すること又はその機能若しくは性能を維持することを目的とし、おおむね年間を通じて行う維持、修繕等の工事をいう。)については、省略できるものとする。

(2) 出来形管理

請負者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、

設計値と実測値を対比して記録した出来形管理資料を作成し管理するものとする。

(3) 品質管理

請負者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理し、その管理内容に応じて、工程能力図又は、品質管理図表（ヒストグラム、 $\bar{X} - R$ 、 $X - R_s - R_m$ 等）を作成するものとする。

この品質管理基準の適用は、下記に示す（イ）（ロ）の条件に該当する工事を除き、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定する場合及び監督員が指示する場合に実施するものとする。

(イ) 路盤

維持工事等の小規模なもの（施工面積が1,000m²以下のもの）

(ロ) アスファルト舗装

維持工事等の小規模なもの（同一配合の合材が100 t 未満のもの）

請負者は、セメントコンクリートの適用に当たり、無筋コンクリート構造物のうち重力式橋台、橋脚及び重力式擁壁（高さ2.5mを超えるもの）については、鉄筋コンクリートに準ずるものとする。

6. 規格値

請負者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。ただし、現地取り合わせ等設計段階で設計値の確定が困難なものについては、監督員が認めた場合は、この限りではない。

7. その他

請負者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を撮影し、適切な管理のもと保管し、監督員の請求があった場合は、直ちに提示するとともに、検査時又は完成時に提出しなければならない。

附 則

- 1 この基準は平成19年4月1日以降発注する工事に適用する。
- 2 土木工事施工管理基準（平成11年3月26日土第412号）は廃止する。

附 則

- 1 この基準は平成22年8月1日以降発注する工事に適用する。